

3 ラスパイレス指数の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分 | ラスパイレス指数 |
|-------|----------|
| 全国市平均 | 98.8 |
| 県内市平均 | 98.1 |
| 鹿屋市 | 97.6 |

※「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年齢別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものです。

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分 | | 給料月額等 |
|------|---------|-----------------|
| 給料 | 市長 | 900,000円 |
| | 副市長 | 700,000円 |
| | 教育長 | 650,000円 |
| 報酬 | 議長 | 450,000円 |
| | 副議長 | 396,000円 |
| | 議員 | 370,000円 |
| 退職手当 | 市長 | 退職時の月給×在職月数×0.4 |
| | 副市長・教育長 | 退職時の月給×在職月数×0.3 |

8 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和2年度)

① 分限処分の状況

| 免職 | 降任 | 降級 | 休職 | 合計 |
|----|----|----|----|----|
| 0人 | 0人 | 0人 | 3人 | 3人 |

② 懲戒処分の状況

| 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|----|----|----|----|----|
| 0人 | 0人 | 2人 | 2人 | 4人 |

10 職員の研修の状況 (令和2年度)

| 研修名称 | 研修内容 |
|-------|----------------------|
| 階層別研修 | 新規採用職員研修、一般職員研修 など |
| 市独自研修 | 人権啓発研修、交通安全研修 など |
| 専門研修 | 課題解決研修、情報処理研修 など |
| 派遣研修 | 鹿児島県派遣研修、他団体等派遣研修 など |

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

| | |
|------------|---|
| 福利厚生団体の団体名 | 鹿屋市職員厚生会 |
| 福利厚生団体の会員数 | 710人 ※令和3年4月現在 |
| 福利厚生の内容 | ○定期健康診断(年1回) ○人間ドック助成 ○産業医健康相談(月1回) |

4 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分 | 鹿屋市 | 国 |
|-------|-----|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 182,200円 |
| | 高校卒 | 150,600円 |

6 部門別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分 | 職員数 | | |
|-----------|----------------|----------------|-----|
| | 令和3年度 | 令和2年度 | 増減数 |
| 一般行政部門 | 554人 | 563人 | △9 |
| 特別行政部門 | 132人 | 131人 | 1 |
| 公営企業等会計部門 | 76人 | 77人 | △1 |
| 合計 | 762人 (810人) | 771人 (810人) | △9 |

※職員数は一般職の数で、()内は条約定数の合計です。

7 職員の勤務時間等の状況

| | |
|------|-----------------|
| 勤務時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 休憩時間 | 午後0時～午後1時 |

9 職員のサービスの状況

| | |
|--------------|------|
| 年次有給休暇平均取得日数 | 9.0日 |
| 介護休暇 | 0人 |
| 育児休業 | 7人 |

※人数は、令和2年度に新たに取得した職員数

※年次有給休暇は暦年(R2.1.1～R2.12.31)

11 職員の勤務成績の評定(人事評価)の状況

○職員の人材育成及び組織活性化を目的に職員の勤務状況を把握し、人事管理の基礎として活用する。

| 対象者 | 評価項目 | 評価期間(年2回) |
|-----|----------------------------|-------------------------------|
| 全職員 | ○業績評価 ○意識・姿勢評価 ○能力評価 | 上期: 4/1～9/30 下期: 10/1～3/31 |

13 公平委員会の報告事項

| | |
|------------------|------|
| 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 実績なし |
| 不利益処分に関する審査請求の状況 | |

※地方公務員法に基づき、職員の権利・利益を保護し、身分を保障することを目的に置かれている機関

市職員給与の仕組みなどについてお知らせします

市職員の給与が決定されるまでの仕組みや、鹿屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、鹿屋市職員の給与等を公表します。

問 市総務課 Tel.0994-31-1127



知りたい給与の仕組み

公務員の給与ってどんな仕組みで決まっているの??



お答えします!

国家公務員等の給与は、国や県の専門機関が民間企業従業員の給与を調査し、同じ水準になるように毎年見直しをしています。県内全ての市町村は、その結果に準じて給与を決定しています。



職務給の原則

地方公務員の給与は、職務と責任に応じなければなりません。(地方公務員法第24条第1項)

均衡の原則

地方公務員の給与は、生計費や民間企業の賃金、国や他の地方公共団体の職員と比較し、決められています。(地方公務員法第24条第2項)

給与条例主義の原則

地方公務員の給与は、住民の代表である議会で審査し決定されます。(地方公務員法第24条第5項)

公務員の給与が決定するまでの流れ

従業員50人以上の事業所から無作為に調査対象を選定



給与を比較
 専門機関の調査により
 地方公務員の給与は、民間企業で働く従業員の給与と同じ水準に合わせる事が基本となっています。公務員と民間企業従業員の給与を正確に比較するためには、仕事の種類、役職、学歴、年齢の条件が等しい者同士で比較する必要があります。そのため、国や県の専門機関(人事院、鹿児島県人事委員会)は、民間企業で働く従業員の給与の調査を毎年行っています。調査対象となる民間企業は、従業員50人以上の事業所(※)から無作為に選ばれることになっていて、これは国が様々な議論・研究を行った結果、最も適切な方式であるとされているものです。

※企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所

1 人件費の状況 (令和2年度 普通会計決算)

| 歳出額(A) | 実質収支 | 人件費(B) | 人件費率(B/A) |
|--------------|-------------|-------------|-----------|
| 68,553,597千円 | 2,699,624千円 | 7,066,329千円 | 10.3% |

※人件費の主なもの 職員の給料、手当、地方公務員等共済負担金、会計年度任用職員、非常勤職員分(消防団員や農業委員等)、特別職及び議員の給料、報酬、手当、災害補償費

2 職員給与費の状況 (令和2年度)

| 職員数(A) | 給与費 | | | | 一人当たり給与費(B/A) |
|--------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 762人 | 2,863,145千円 | 547,920千円 | 1,130,628千円 | 4,541,693千円 | 5,960千円 |

※職員数は、企業会計や特別会計の職員を除いた人数です。職員手当に退職手当は含まれません。